



現段階における核兵器不拡散
条約（NPT）批准問題に関
するわが国の態度について

昭和48年4月24日
軍縮室

1. わが国が1972年2月3日、NPTに着
名した際に発表した政府声明では、わが国が
NPTを批准するに際しては、(1)核兵器国に
よる核軍縮の実施(2)わが国の安全保障の確保及
び(3)原子力平和利用における他の締約国との
実質的平等性の確保について十分考慮しなけ
ればならない旨強調している。しかし上記政
府声明に示されている三つの諸点が果たして
満たされているか否かを検討することは、わ
が国がNPTを批准するに際して手続的には
必要であるが、それだけでは必ずしもわが
国がNPT批准の決定を下すに当って充分で
あるとはいえない。特に上記三つの諸点は

果たしてわが国のNPTの批准の前提条件であるか否かは政府声明の文言上必ずしも明らかでないし(少なくとも政府声明の文言上から明確に前提条件と解^せ読られるのは原子力平和利用における他の諸国との実質的平等性の確保のみのように見受けられる)、またこれら諸点の各々について見てもそれがどの程度満足されれば十分であるのかに關してはきわめて主観的な判断に基づかざるを得ない(たとえば核兵器国による核軍縮の実施についてみてもどの程度の核軍縮措置の実施があれば十分かという点については明らかにされていない)。従つて、わが国がNPTを批准すべきか否かを決定するに當つてはまず単に上記の政府声明に示されている諸点が満たされてい

るか否かを形式的に考慮するのみならずわが
国全体の国益の確保という、より、高度の政治
的判断に基づいて行なわれる必要があると考
えられる。

2 わが国が現段階においてNPTを批准すべきか否か決定を下すに当つては、わが国がこの条約に入ることによる功罪を比較考慮することが先ず必要であろう。わが国がNPTに参加することによる功罪については、これまで省内においても幾度となく議論されてきたが、右を要約するならば以下のとおりとなる。

先ずわが国がNPTに参加することによるメリットとしては、(1)核兵器を製造し得る能力を有する潜在的核兵器国の条約加入をエンカレッジし、核兵器国の増大に伴う核戦争の勃発を減じせしめることにより、世界平和に貢献し得る、(2)わが国の核武装に対する各国の疑惑を払拭し、わが国の平和外交に対する国際的認識を増大させ得る、(3)日米関係の紐

帯を強化し得る、(4)核軍縮を被兵器国に要求するに当り、同条約第6条を援用することができる(条約発効後5年後に開催される条約レグュー会議においても他の非被兵器国とともに核軍縮の促進等につき意見をかわし、被兵器国に対して積極的に働きかける機会を得ることができる)、(5)平和利用のための核物質(天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム等)原子力産業施設、設備の外国からの確保がより容易となること等期待できる。(6)被兵器国から平和目的の核発電サービスの提供を受け得る等がある。

上記メリットに対してはもちろん種々の問題点はある。先ず(1)について言えばわが国がN. P. T. に参加しても果して、他のN. P. T

未参加の潜在的被保有國を N. P. T. に参加させる重要な要因となりうるや否や（現在 N. P. T. 未参加の潜在的被保有國の多くはそれぞれ独自の条約に参加し得ない理由をかかえていることは周知のとおりである）、また、(四)について言えば、少くとも近い将来わが國が核武装し得ないということは多くの國の熟知するところである以上、わが國がここ当分 N. P. T. に参加しなくても世界の各國がわが國の核武装に対して抱いている憂惑はそれほど深刻ではないとも考えられる。(五)については、日米關係の強化は単に軍事政治問題のみならず、経済、文化等を含む広汎な問題により左右される以上わが國の N. P. T. 参加がどの程度日米關係の強化に役立つかにつ

7

いては米國がこの問題をどれだけ重視しているかにかかつていゝと言えよう。Hについて言えば、中國、フランスは、現在及びここ當分 N. P. T. に参加したり、また實質的な核軍縮交渉に参加する可能性は少いし、また米ソの核軍縮交渉は、これら中、仏の軍縮交渉の参加なくしてどの程度進むかは疑問なしとしない。またHについては米國がいかなる供給政策をとるかにかかつており、わが國が N. P. T. に参加することにより果してかかる利点を享受し得るか否かについて現時点では確固とした保証はない。Hについて言えば、N. P. T. 発効後この問題を検討している I. A. E. A. では何らの議論の進展もないとすることに注意する必要があるろう。以上要するに上記メリッ

トについては、種々の問題点があり、わが国
のN. P. T.参加によるメリッ^料トの^判決定は米
国の態度がいかなるものであるかの判断に大
きくかかっていると言うことができよう。

- (2) 次に、わが国がNPTに参加することによるディメリットとしては、(i)核兵器国と非核兵器国との区別の固定化ないし米・ソの優越的地位の恒久化、(ii)核抑止力、核の平和利用面での対米従属を25年の長期にわたって体制化し、政治的、経済的にわが国の外交が米国の意向に左右される恐れがある、(iii)核武装のフリー・ハント¹を失う。特に将来の重要な外交交渉（特に中・ソ関係）における有力な取り引き材料を自ら放棄する、(iv)わが国自ら核兵器の製造を行ない得ないので、それから生ずる平和利用への波及効果を期待することはできない、(v)条約に加入しない非核兵器国に対する核物質、設備等の輸出が制約される可能性がある、(vi)国産の核物質に対しても、

國際保障措置が適用されることになる、(h)適用される保障措置の如何によつては、産業機密の漏洩等、平和利用の健全な運用、開発が阻害される恐れがある、(i)条約第3条4項に規定する保障措置協定、特に細目協定の内容如何によつては、わが國の原子力平和利用が他の先進國（米・英・ユーラトム等）に比して不利な立場に立たされる恐れがある、(j)平和利用のためであつても、わが國自らは、核爆発装置の製造又は取得ができなくなる等が挙げられよう。しかし、上記ディメリットの多くは、かなり長期的な観点に立つてはじめて問題となり得るものであつて、わが國が現段階においてNPTに参加することにより直ちに発生するが如き性質の問題ではないこと

に注意する必要がある。わが国が少なくとも現段階においては、核武装する可能性が全く無い以上、上記ディメリットの内、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)については、当面それ程深刻な問題とはなり得ないであろう（予見し得る将来、わが国が核武装する可能性がほとんどない以上、例えば、わが国が現段階でNPTに参加しなくても、わが国に対する米・ソの優越的地位は認めざるを得ないであろうし、わが国の安全保障は、米国の核抑止力に依存せざるを得ないであろう。更に又、現在、わが国が核武装する可能性がほとんどない以上、核武装のフリー・ハントを論じても、さほど意味がないし、又、わが国がNPTに例えば参加しなくても、こと当分は核兵器の製造を行ない得ない

のであるから、それから生ずる平和利用への波及効果を期待し得ないことには変わりはない。)。

又、上記ディメリットの内、(樹)、(ハ)、(何)については、わが国の原子力平和利用が相当程度の水準に達した時、はじめて問題となり得るものであり、わが国の原子力平和産業の発展が、主として米国からの援助・協力に大きく依存している現段階において、重要なことは、他の先進諸国との比較において実質的に不利な状態に置かれる惧れがないか否かの点にしぼられることとなろう。

なお、(ト)、(ケ)については、わが国と IAEA との間の保障措置協定交渉の今後の成り行き如何によるものであり、目下のところ克服困

難とみられるような問題は提起されていない。

以上要するに、わが国がNPTに参加することから発生すると予想されるディメリットは、その性質上、わが国にとって問題を提起する可能性があることは否定できないが、それらのほとんどは、可成り遠い将来においてはじめて問題となり得る性質のものであり、こと当分はわが国の国益確保に大きな障害となるものではないと考えられる。

3 わが國が現段階においてN P Tを批准するか否かの決定を下すにあつては、以上2で述べたわが國が現段階においてN P Tを批准することの功罪を慎重に比較検討することが必要であるが、以上の分析を通じての一応の結論としては、(1)わが國が現段階においてN P Tを批准することによつて得られると予想される利益の多くは、米國の態度如何に左右される点が少なくなく、それほど過大評価されるべき性質のものではない、(2)わが國がNPTに参加することにより蒙る恐れのある不利益は、無視するべきではないが、その大部分は、わが國が現段階においてN P Tに批准しても直ちに発生する如き性質のものではなく、かなり遠い将来においてはじめて問題となり得

るものである。(3)従つてわが国のNPT批准問題は、米国の動きを中心とした現在の国際情勢全般とのかね合ひで漸次その態度を固めていくことが望ましく、わが国がその成り行きを極めて重視していたユーラトム諸国も保障措置協定に署名した現在わが国としても、保障措置問題に関する対IAEA交渉を促進して、早期交渉妥結に努力するとともに、ユーラトム諸国がNPTに批准した場合に、これが国際的に与えるインパクトを考慮に入れば、今の段階よりすでに別紙のラインにより、NPT批准の方向にむかつて与党を中心に対内説得に努める必要がある。